

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条                      ア }                      ㄥ } (略)                      オ }                      カ 200床以上の病院における初診時負担額                      紹介なし患者の場合 <u>3,150円 (3,000円)</u>                      消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等                      に該当する場合については、括弧内の料金とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条                      ア }                      ㄥ } (同 左)                      オ }                      カ 200床以上の病院における初診時負担額                      紹介なし患者の場合 <u>5,250円 (5,000円)</u>                      消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等                      に該当する場合については、括弧内の料金とする。</p> <p>附 則                      この規程は、平成22年1月1日から施行する。</p>